

## [特別支援教育]

# 特別支援学校高等部における情報モラルの実態と指導について ーインターネットの利用状況と被害の防止ー

遠藤 順\*

## 1 問題の所在と目的

情報社会に参画するには、社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えなくてはならない。情報モラルは全ての人間が情報の送り手と受け手の両方の役割をもつようになるという現状を踏まえ、情報の送り手と受け手としてあらゆる場面において、適切な行動をとることができるようになってはいけない。そのため、必要なルールや心構え、情報を扱うときに責任も求められる。中でもスマートフォン（以下「スマホ」という。）やソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）が急速に普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大している。子どもたちには、情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルの習得が急務である。

2020年度改訂の高等学校学習指導要領<sup>1)</sup>では、各学校におけるカリキュラム・マネジメントが推し進められ、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力や育成のために教科等横断的な学習の充実や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行われてきた。この資質・能力には情報モラルをはじめとした情報活用能力が含まれている。また、特別支援学校高等部学習指導要領<sup>2)</sup>の指導項目である「情報社会の倫理と責任」でも、多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるよう、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成することとされている。今後AI技術の急速な発展により、ありふれた情報が正しいものか否かの判断が益々難しくなるため、もはや能力やモラル育成は急務である。

高等学校では、情報モラルに関する指導は教科である情報をはじめ、生徒指導、道徳教育など様々な場面で行われている。また、スマホをはじめとした情報通信機器の所持率やインターネットの利用状況などは、行政や通信事業者などの調査によって明らかになっている。しかし、特別支援学校という括りでこのような調査はあまり明らかになっておらず、研究もされていない。そのような実態の中で、従来通りの情報モラルの指導などを行ってよいものか疑問である。そこで、特別支援学校における適した学習内容や情報モラル指導の在り方があるか探ってみることとした。

本研究では、特別支援学校高等部生徒と高等学校生徒で情報通信機器の所持率やインターネットの利用の仕方に違いがあるのかを明らかにする。また、特別支援学校高等部生徒をもつ家庭での情報モラル指導の実態を把握して、教育実践を行った。

## 2 研究計画（研究の構想）

新潟県SNS教育プログラム（高等学校編）<sup>3)</sup>では、日々進化するインターネットやSNSの実態についての専門的な知識は扱わないこととしている。また、インターネットやSNSの問題について自分のこととして考えたり話し合ったりする活動を通して、「相手の立場を考える」「先のことを考える」力を身に付けるとしている。そして、自分たちがインターネットやSNSの問題に気が付き、トラブルを回避する力を身に付けるとしている。また同プログラム（小中学校編）では、教材の選択に当たっては、児童生徒の実態を把握しておくことが大切であり、生徒の実態について職員間で情報交換を進める中で課題を共有することや、教材や指導方法の検討を行うことを通して、教員間の意識を共通にすることができ、指導の効果を高めることにつながるとされている。

特別支援学校高等部の生徒への情報モラル指導は、生徒の特性上、情報の信憑性への判断が難しい場合が多く、基本

---

\*南魚沼市立総合支援学校

となる土台部分の力を身に付けさせることが難しいと考える。また特別支援学校校高等部では、心や身体の特性など子どもに関することで保護者と教師が連絡を密にして、情報を共有することが多い。したがって、子どもを育成する上で教師と保護者の両輪でのアプローチが効果的であると考ええる。

近年では、若年層によるインターネットでのトラブルや被害が多いため、正しい知識と行動が求められる。そこで、指導する内容についてはインターネット被害（以下「ネット被害」という。）を生徒たちが特に陥りやすい「誹謗中傷、陰口などのネットいじめ」、「高額請求や架空請求による被害」、「個人情報の流出」、「ネットゲームやSNS閲覧等による依存症」、「フェイクニュース・動画によるデマ情報の拡散」、「誘拐や特殊詐欺の事件などに巻き込まれる被害」の6つに分類し、自分で回避して身を守るための知識と行動の習得を目的に情報モラルの学習指導を行った。

3 実態調査と家庭での情報モラル指導

A校高等部に在籍（重複学級在籍を除く）する保護者23名を対象に情報通信機器（ここではインターネットにつながる機器をあらわす）に関する利用状況調査を令和6年5月に行い、22名から回答を得た。（回答率95.6%）

(1) 高校生との比較と検証

A校での結果と全国の高校生を比較と検証をするため、高校生のデータはこども家庭庁「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査<sup>4)</sup>」を用いた。

図1からA校でのスマホ所持率は全国の高校生に比べると所持率は低いものの、違法・有害情報との接触から守るためのフィルタリングサービスの使用率は高いことがわかった。A校では、スマホを学校に持ち込む際に申請書の提出を実施しているが、そこで家庭にフィルタリングサービス利用を推奨しているため、高校生に比べて高い使用率だったと考えられる。家庭内での使用に関するルール設定率は高校生に比べて低く、フィルタリングサービス利用により被害サイトへのアクセスが遮られるため、逆に家庭内では安心してルールが作られていない可能性が考えられる。

そこで、家庭内ルール設定の有無とフィルタリング設定の有無を比較した。表1から家庭内でルールのある家庭は必ずフィルタリングサービスも利用していることがわかった。また、フィルタリングサービスに頼り、家庭内でのルールが設定されていないと考えられる家庭も多く、さらに家庭内でのルールもフィルタリングサービスも設定されていない家庭が最も多かった。このことから、高等部生の家庭では、無法状態でスマホ等を使っている家庭が多く、使用に関する危険性が十分考えられる。主な家庭内のルールはアンケートの記述から「動画視聴は1日1時間」「1日の使用は3時間以内」、「22:00以降は使用しない」など時間に関する制限が多かった。また、「家族以外と電話やメール、SNSをしない」という利用内容を制限するものもあった。

また、所持する情報通信機器について図2に示す。パソコンやタブレットでのインターネット利用が高校生に比べて多いことがわかった。A校生徒は高校生に比べて、比較的周りに支援する大人がついていることが多い。そのため何かあった際は、自分で通話して連絡を取る必要性がない。したがって、インターネットを利用する際に、通話機能が

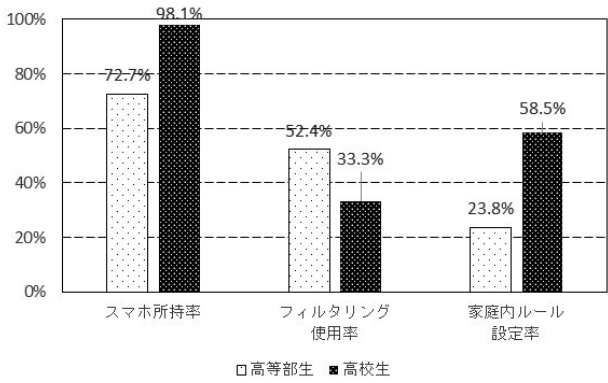


図1 スマホ所持率、フィルタリング使用率、家庭内ルール設定率の比較

表1 家庭内ルール設定とフィルタリング設定の関係（人数）

|       | フィルタリングあり | フィルタリングなし |
|-------|-----------|-----------|
| ルールあり | 4         | 0         |
| ルールなし | 7         | 9         |

※1名からはフィルタリング設定の未回答、1名は情報通信機器を所持していない。

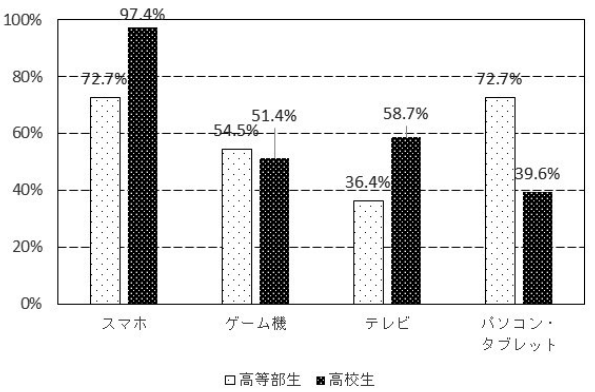


図2 情報通信機器所持率の比較

あり、通話料のかかるスマホではなく、通話機能のない、パケット通信料のみかかるタブレットを家庭が持たせ、使っている可能性が考えられる。

次にインターネットの利用内容について図3に示す。ゲームや音楽を聴く、動画を見るなど個人が娯楽として楽しむツールとしている点では、高校生とほぼ変わらない。しかし、メール、漫画や雑誌などの電子書籍の利用が高校生に比べて低い。メールの利用について、A校生徒は漢字変換機能を使い、他者とのやりとりをできる生徒が多い。しかし、文章の作成が難しかったり、交友関係も狭かったり、人とかかわりが消極的、級友とのコミュニケーションも苦手な生徒も多い。そのため、メールによるやりとりも家族やごく一部に限られ、高校生に比べて利用率が低かったと考えられる。電子書籍の利用についても、A校生徒は普段から読書をする習慣も少なく、好き嫌いも両極端である。また、本を読むのに集中力を必要とし、文章の読解を苦手とする生徒が多い。そのため、高校生に比べて利用率が低かったと考えられる。

したがって、A校生徒の学校生活の見取りからインターネットの利用される用途は、生徒の行動の特性や生活環境による習慣が影響していると推測される。

## (2) 家庭内の情報モラル指導と懸念されるネット被害

家庭内での子どもに対する情報モラル指導の状況について図4に示す。A校生徒のスマホ所持率72.7%（スマホを含めた情報通信機器の所持率95.5%）に対して、実際に情報モラル指導を行う家庭はその半分の50%であった。また、家庭が情報モラル指導を行う際に50%の家庭でその困難さを抱えていることがわかった。情報通信機器購入時に、フィルタリングサービスの契約や設定で終わってしまい、以降子どもの成長に合わせて情報モラルの継続的指導が行われていない可能性が考えられる。また、保護者がどのようにして自身の子どもの話せばよいか、その内容や伝え方がわからない可能性が考えられる。

そこで、家庭での情報モラルの指導の有無とその家庭のフィルタリング設定の有無を比較した。表2から特に有意差が見られなかったため、フィルタリングサービスの設定をしているからといって、家庭での情報モラルの指導が行われていないとは結論付けることはできなかった。

また、家庭での情報モラルの指導の有無とその家庭で抱えている指導への困難さを比較した。表3から、家庭でも指導を行っていて困難がない家庭と、家庭で指導を行っておらず困難のある家庭が多いことがわかった。そこから、困難なく家庭での情報モラル指導が行き届いている家庭と、保護者が指導内容や伝え方がわからないなど何らかの原因により困難を抱えているために、情報モラルの指導ができない家庭が多いことがわかった。

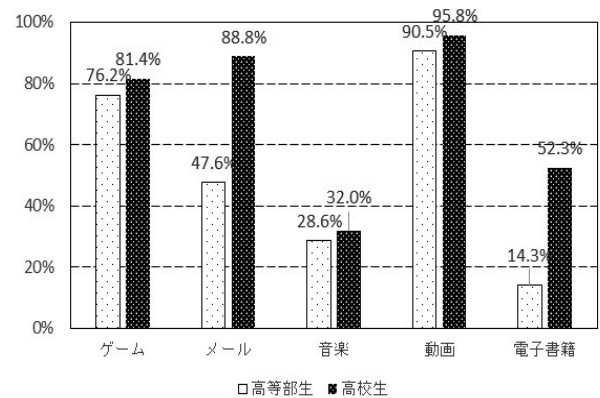


図3 インターネット利用内容の比較

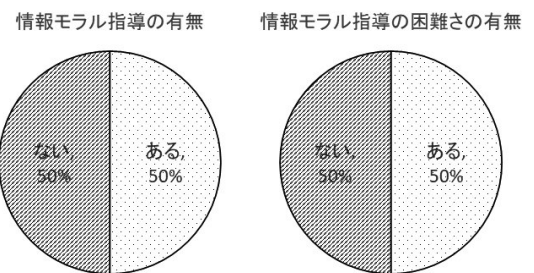


図4 家庭内における情報モラル指導の状況

表2 情報モラルの指導とフィルタリング設定の関係 (人数)

|      | フィルタリングあり | フィルタリングなし |
|------|-----------|-----------|
| 指導あり | 6         | 5         |
| 指導なし | 5         | 4         |

※1名からはフィルタリング設定の未回答、1名は情報通信機器を所持していない。

表3 情報モラルの指導と指導への困難さの関係 (人数)

|      | 困難あり | 困難なし |
|------|------|------|
| 指導あり | 4    | 7    |
| 指導なし | 7    | 4    |

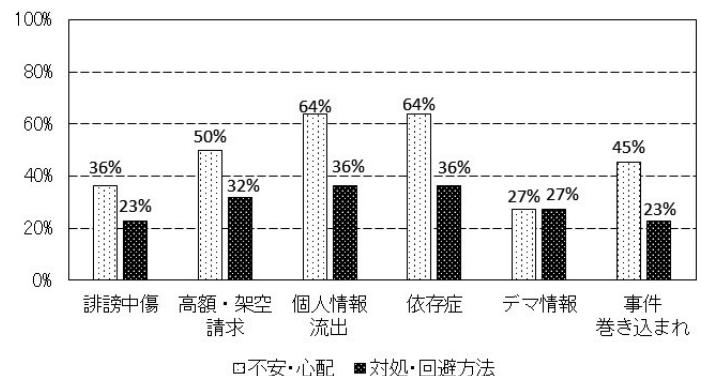


図5 子どもにもつネット被害への不安や心配と対処・回避方法習得率

次に、保護者が子どもに対してインターネット利用の際に不安や心配なこと、遭遇の回避、起こった際の対処方法を知っているかどうかあらわしたものを図5に示す。ネット被害別に突出して表れるものはなかった。子どもの対処・回避方法習得率が全体的に低いことから、子どもにネット被害が及んだ場合、子ども自身が対処や回避しきれないことが保護者の不安や心配につながっていると考えられる。また、表3の家庭が指導できない理由に対処・回避方法を伝えられないことにつながる可能性がある。

(3) 家庭への啓発活動

実態調査から家庭内の情報モラル指導が行き届いていない家庭が多いことがわかった。子どもの情報モラルを育成するために、学校だけでなく、家庭からもアプローチをかけるため、今回の実態調査の結果を生徒指導便りに示し、家庭での情報通信機器の取扱いについて注意喚起を行った。特に家庭内ルールの設定率が全国の高校生と比べ低いことから、生徒たちが情報通信機器を安全かつ適切に活用する力を身に付けていくために、フィルタリングサービスの使用や設定だけに終わらず、インターネット等を正しく安全に使わせるための家庭でルールづくりを推奨した。また、ルールづくりのポイントとして、ルールを作ることにより自分自身の心と体と命を守ってくれることや保護者が一方的に押しつけ、聞かせるのではなく、話し合っ

て子どもと一緒に決めてほしいこと、ルールを決めて終わりではなく、ルールが守られているか継続した確認や成長の段階に応じたルールの見直しなど必要な旨を伝えた。<sup>5)</sup>今回、学校から家庭に情報提供やお願いなどのアプローチをしたが、その後に生徒が実社会において活用するまでに周囲が見守る必要があり、家庭での共通ルールや会話を併用することで生きてくる。特別支援学校高等部の生徒は在学中に関わる人も少ない。したがって、関わる教師と家族がその成長を段階的に見守る必要がある。そして、情報による善悪の判断や信憑性の判断の指導は信頼できる教師や家族によって身に付くものだと考える。

4 情報モラル学習

(1) 情報モラル学習の概要

A校では、情報という教科の中で、情報モラル指導を行っておらず、道徳や特別活動をはじめとした日常生活の中で指導を行っている。そこで、情報モラル指導を行う上で、実態調査の結果を参考に指導の内容を考えた。情報通信機器の使用頻度の高い家庭内であり、保護者の目が行き届いていないときにも安全に使えるようにインターネットの危険性をより理解させる必要がある。そして、自分の身は自分で守る、小さな異変に気付くポイントを理解する、有事の際はすぐに家庭や学校に連絡できるようにすることを中心に学習の計画を立てた。今回、生活単元学習の特別な学習と位置づけ、令和6年5月にA校高等部1～3年生計23名（重複学級在籍を除く）を対象に外部講師を招き、講義型の学習会を行った。

学習会の内容は情報モラル啓発活動を目的に行っている「e-ネットキャラバン」のe-ネット安心・安全講座<sup>6)</sup>とした（表4）。講座は、依頼をした学校側で講座を選択することができ、同講座では特別支援学校の児童生徒を対象に行っていなかったこともあり、最も易しい内容である小学3・4年生用の内容とし、講座時間は生徒たちの集中力などを考慮して45分コースを選択した。そして、A校生徒の実態やインターネットの活用状況を伝えるなどの事前の打合せを行った。また、学習会を行うにあたり、事前と事後にアンケートを行った。

事前アンケートでは、生徒自身が所持している情報通信機器や利用経験のあるインターネットサービス、インターネット使用時の不安や心配、ネット被害に関わる対処・回避方法がわかるかどうかについて回答をした。生徒の利用経験があるインターネットサービスを図6に示す。トラブルを招きやすいインターネットサービスの利用は全体的には低く、ゲームなどのアプリ内での課

表4 e-ネット安心・安全講座の詳細

| 講座内容                                                                                       | 講座時間              | 対象                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------|
| ネット依存<br>ネットいじめ<br>あやしい情報の拡散<br>〔不確かな情報の拡散〕<br>誘い出し、なりすまし<br>個人情報の管理<br>ネット詐欺<br>著作権・肖像権とは | 45分<br>50分<br>60分 | 小学3・4年生<br>小学5年生～中学1年生<br>中学2年生～高校3年生<br>保護者・教職員 |

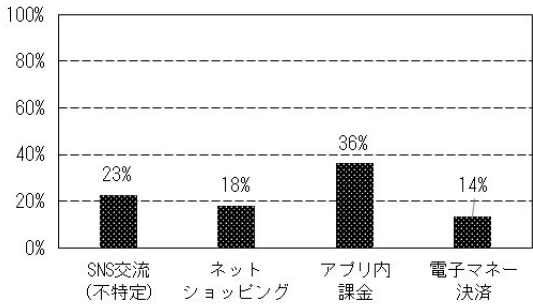


図6 利用経験のあるインターネットサービスの状況

金をしている生徒が1／3程度いることが結果からわかった。

また事後アンケートでは、講話を聞いてからインターネット使用時の不安や心配やネット被害について知ったことや対処・回避方法と講話を終えた後の感想（記述）を回答した。また、事後アンケートから講座によって学習の成果が表れるか検証を行った。

## (2) 学習会の実施

学習会では、生徒が特に陥りやすいインターネットの被害についてトラブル事例動画を閲覧した。例えば、個人情報の流出事例では、具体的なメール内容を示し、受信者の不安や心配を喚起し、解消するために個人情報を入力してしまう場面や抜き取られた情報によって起こる被害を想定させた。その後、加害者であるメール配信側のねらいや不安や心配を掻き立て、個人情報を入力画面に誘導する手法と仕組み、抜き取った個人情報の使い道や価値について説明等を行った。生徒たちは被害者本人の心理的状況や表向きの出来事の確認を行い、加害者が行っている目的や裏側での動き、加害者のねらい通りによって被害が起こる仕組みを知ることができた。このようなネット被害が起こる心理的原因や仕組みの他、遭遇の回避と起こった際の対処方法を学ぶことができた。誰もが気付かないうちに被害者になりうる危険性を学ぶことができた。生徒たちはその場で大切なことをメモすることは難しかったが、講師の言葉を聞き入れ真剣に話を聞いていた。外部講師をメインティーチャーにすることで、高等部の教師はサポートティーチャーになることができ、生徒の特性に応じて説明する語句をさらにかみ砕き補足し、躓きやすい場所や要点を押さえ、考え方を広げるための手助けや講師の質問に答えやすいように支援を行った。

## (3) アンケート結果による学習成果

事後アンケートから学習会によって、ネット被害について仕組みや対処・回避方法を知ることができた（表5）。誹謗中傷、陰口などのネットいじめ、ネットゲームやSNS閲覧等による依存症については生徒たちが小さな頃から学校や家庭で「ネットへの書き込みはしてはいけません」、「ゲームのやりすぎ、インターネットの見過ぎはいけません」と言われていることが多い。したがって、その内容や陥る仕組み、対処・回避方法を知っていることが多く、新たにそのことについて知った生徒は今回少なかったとみられる。

また、事前と事後アンケートを比較することによって学習成果が見られた。まず、図7に示すようにネット被害の不安や心配する生徒も学習会によって多数表れた。特に個人情報の流出については情報が漏れることにより、どのような被害を生むかが分かり、不安や心配になる生徒が多かった半面、個人情報を扱う大切さも知ることができた。また図8に示す通り、対処・回避方法を理解した生徒数も増加したことがわかった。ただネット被害への不安や心配を煽ぐだけの学習では終わらず、インターネットの影となるデメリットを理解し、対処・回避方法も併せて学習することにより、生徒たちの学びとなったことがわかる。

そして、生徒の感想を書く記述欄では「これからはフェイクニュースやデマ情報がまわってきたら、すぐに信用するのではなく、無視することも大事だと思った。」「（以前は）フェイクニュースや動画など不確実な情報に対応する方法が分からなかったけど、講話を聞いてニュースなどの情報をデマかどうか気にしながら見ようと思いました。」「自分や周りの人などを守るためにも対処方法が知れてよかった。インターネットの話を知っていることができてよかったのでとて

表5 被害別の新しく理解した生徒数（人数）

| 被害項目    | 人数 |
|---------|----|
| 誹謗・中傷   | 2  |
| 高額・架空請求 | 6  |
| 個人情報流出  | 5  |
| 依存症     | 3  |
| デマ情報    | 6  |
| 事件巻き込まれ | 4  |

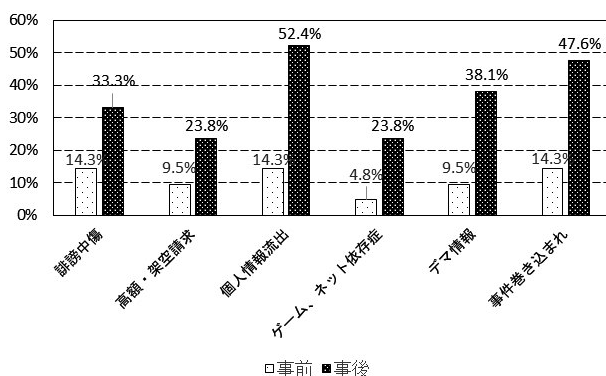


図7 ネット被害の不安や心配する生徒数の変化

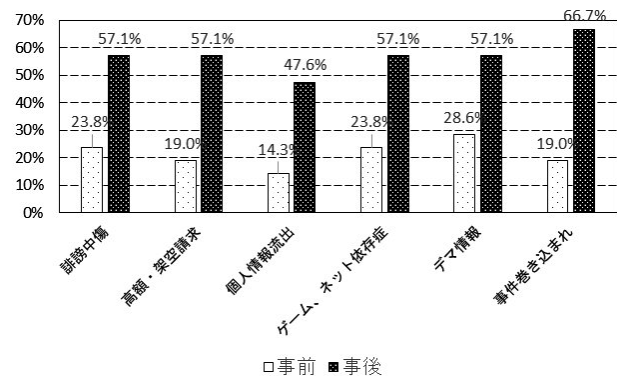


図8 対処・回避方法の理解生徒数の変化

も危険なものだと改めて思った。」「SNSをする時、(相手に)送っていいのか確認してからすることが分かりました。」「ネットに対する意識が変わった、ゲームとかネットについての対処方法が知れた。ネットは使い方によっては便利だから上手く利用していきたい。」「インターネットの事件に巻き込まれないように何かあったら早めに家族と先生に相談する。」「実生活ではいけないことはインターネットの世界でもしてはいけないということが印象に残った。」などの記載があり、生徒一人一人が感じたことも印象に残ったことも様々であることがわかった。

事後アンケートでは、学習内容がわかったかどうかを選択して回答するものだった。したがって、正しい知識を得たか、どのくらい理解したかその具体的内容や程度などを細かく見取ることはできなかった。

## 5 まとめと課題

特別支援学校高等部生徒の情報通信機器の所持やインターネットの利用の仕方が情報通信機器の実態調査により明らかになった。高校生と比べて差異が見られるところは、特別支援学校生徒の行動の特性や生活環境による習慣によるものだと推測することができた。また、特別支援学校高等部生徒をもつ家庭での情報モラル指導の実態を把握することができた。家庭内でのルール設定やフィルタリングサービスの利用状況が様々であり、子どもに対する情報モラルの様態が明らかになった。今後、より詳しい内容を探るためにも生徒や保護者から引き続き調査することでさらに実態の詳細が明らかになるかも知れない。また、今回調査対象となった家庭数や生徒数が少なかったため、サンプル数が多かった場合や他の特別支援学校で行った場合に同様な結果が得られ、同じことがいえるかどうか課題がある。

情報モラル学習では、家庭での情報通信機器の実態や情報モラル指導状況を踏まえ、インターネット利用時に陥りやすいネット被害の危険性を知らせ、対処・回避方法を学ぶ内容とした。特別支援学校では、学習内容を一斉指導して理解させることが難しいとされている。しかし、学習形式は一般的のものであっても、生徒の実態に応じて丁寧かつ長い時間をかけながら支援をすることで、ある程度学習の成果を上げることができた。今回、生活単元学習の特別な学習として位置づけた学習会として、インターネット利用の基本となる学習を行うことができた。そのため今後、既習内容をもとに協同学習(協働学習)をした場合や課題解決型などの学習形態や手法を変えたときにどのような学びがあるのか、学びの質をさらに高められるかなどの授業の展開を広げることができた。いずれも効果的に学びや質を高めるためには話合いのスキル、支援するための体制や環境などバックグラウンドが必要である。

最後に、今回特別支援学校高等部生徒を対象に教育実践を行った。情報モラル教育だけでなく他の各種教育同様、小学部の段階から学習の積み重ねを大切に、特別支援学校卒業後の就労や実社会を見据えた教育課程の編成が不可欠である。校内に小学部、中学部、高等部が設置されている特別支援学校においては各学部間の連携がとりやすい利点もある。情報モラル教育においても、統一した教育課程の編成が必須であり、今後はカリキュラム・マネジメントにも力を注いでいく。

## 引用文献

- 1) 文部科学省「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 情報編」
- 2) 文部科学省「特別支援学校高等部学習指導要領」
- 3) 新潟県教育委員会「新潟県SNS教育プログラム(高等学校編)、(小中学校編)」  
(<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/pdf/ma-4.pdf>)  
(<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/pdf/ma-9.pdf>)
- 4) こども家庭庁「令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」(令和6年2月)  
([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/))
- 5) 新潟県教育庁生徒指導課 保護者向けリーフレット-新潟県いじめ対策ポータル  
([https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/pdf/202103\\_johomorai\\_leaflet.pdf](https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/pdf/202103_johomorai_leaflet.pdf))
- 6) 一般財団法人マルチメディア振興センター「e-ネットキャラバン」  
(<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>)